

第 3 回

熊本県議会

# 文教治安常任委員会会議記録

平成22年 6 月16日

開 会 中

場所 第 2 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 文教治安常任委員会会議記録

平成22年6月16日(水曜日)

午前10時3分開議  
午後0時3分休憩  
午後0時15分開議  
午後0時30分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成22年度熊本県一般会計補正予算（第3号）

議案第4号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第15号 熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第30号 専決処分の報告及び承認について

報告第1号 平成21年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第13号 専決処分の報告について  
委員会提出議案の審議

熊本養護学校の分教室設置についての決議（案）

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

出席委員（8人）

委員長 守田 憲 史

副委員長 船 田 公 子  
委員 山 本 秀 久  
委員 倉 重 剛  
委員 松 村 昭  
委員 竹 口 博 己  
委員 平 野 みどり  
委員 早 田 順 一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 山 本 隆 生  
教育次長 岡 村 範 明  
教育次長 岩 瀬 弘 一  
教育次長 阿 南 誠 一 郎  
教育政策課長 松 永 正 男  
高校教育課長 瀬 口 春 一  
義務教育課長 谷 口 慶 志 郎  
学校人事課長 柳 田 誠 喜  
社会教育課長 小 野 賢 志  
人権同和教育課長 川 上 修 治  
文化課長 小 田 信 也  
体育保健課長 城 長 眞 治  
施設課長 後 藤 泰 之  
高校整備政策監兼  
高校整備推進室長 山 本 國 雄

警察本部

本部長 中 尾 克 彦  
警務部長 金 高 弘 典  
生活安全部長 吉 村 郁 也  
刑事部長 吉 田 親 一  
交通部長 富 永 義 喜  
警備部長 古 川 隆 幸  
首席監察官 中 野 洋 信  
参事官兼警務課長 池 部 正 剛

参事官兼会計課長 緒 方 博 文  
総務課長 吹 原 直 也  
参事官兼  
生活安全企画課長 那 須 賢 兒  
参事官兼刑事企画課長 本 山 秀 樹  
参事官（組織犯罪対策）吉 長 立 志  
参事官兼交通企画課長 田 上 隆 章  
交通規制課長 高 野 利 文  
参事官兼警備第一課長 中 島 恵 一

事務局職員出席者

議事課主幹 濱 田 浩 史  
政務調査課主幹 木 村 和 子

午前10時3分開議

○守田憲史委員長 それでは、ただいまから、第3回文教治安常任委員会を開会いたします。

審議に入る前に、このたび新しい警務部長と捜査第二課長が着任されておりますので、自己紹介をお願いします。

（金高警務部長、梶野捜査第二課長の順に自己紹介）

○守田憲史委員長 次に、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について警察本部、教育委員会の順で執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、説明等を行われる際には着席のままで結構です。

それでは中尾警察本部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

○中尾警察本部長 常任委員会の先生方には、平素から警察行政の各般にわたり、格別な御理解と御支援をいただいておりますことに対し、まずもって御礼を申し上げます。

それでは、提案をしております議案の説明に先立ちまして、私の方から治安情勢等につ

いて御説明をいたします。

県警察におきましては、「安全・安心くまもと」実現計画2010に基づき、犯罪の抑止、交通死傷事故の抑止、県民生活を脅かす犯罪の検挙という3つの基本目標の実現に向け、各種治安対策に取り組んでおります。

本年前半の進捗状況についてであります。まず、犯罪の抑止に関しましては、5月末現在における刑法犯認知件数が約6,000件と、昨年同期に比べ、約12%減少しており、数値的には順調に犯罪の発生が抑止されております。

他方、依然として県民の生活、財産を脅かす凶悪犯罪や、DV、ストーカー事案を初め初動警察活動の適否が重要となる犯罪が発生するなど、犯罪の抑止に向けた諸対策を力強く推進していく必要性が認められる状況でございます。

次に、交通死傷事故の抑止でございますけれども、これにつきましては昨日現在で発生件数は4,664件、負傷者数は5,856人と、昨年同期に比べ発生件数では85件、負傷者数では328人減少し、交通事故死者数は37人と、昨年同期と比べ1人増で推移しております。特に死者数につきましては、65歳以上の高齢者の占める割合が、6割を超える高い状況を示していることから、これからの梅雨期、夏場におけるレジャー期間に向けて、高齢者対策を踏まえた交通事故抑止対策が特に重要であると考えているところでございます。

次に、犯罪の検挙でございますが、本年5月末現在、刑法犯の検挙件数は犯罪の発生傾向と同様に約2,000件と、昨年同期に比べ率にして約18%減少し、検挙人員は約1,500人と昨年同期に比べ約13%減少しています。今後は、犯罪の発生を抑えながら、犯罪の検挙を伸長させていく諸活動を強力に推進してまいります。

本年前半における県下の治安情勢は、比較的穏やかな状況で推移しておりますものの、

全国的には特異、凶悪な事件が発生しておりますので、引き続き各種警察事象に対する初動警察活動の高度化を図りながら、県警職員一体となって、安全、安心な熊本の実現に取り組んでまいります。

せっかくの機会でございますので、県警察として本年後半に向けて検討中の2つの課題に触れさせていただきます。

1つは、昨年11月の定例会で、風俗スカウト行為の規制等を内容とする請願を採択いただきました熊本県迷惑行為等防止条例の改正に向けた状況について申し上げます。

現在、請願いただいた条項を含めて、現条例の規制内容をさらに充実させ、暴力団対策条項を新規に付加した素案を関係方面と協議中でございまして、素案についての必要な協議が終了した後、パブリックコメントを実施し、広く県民の意見を求めるなどの手続を経た上で、本年9月の定例会への上程を目標に作業を進めているところでございます。

もう一つは、熊本県からの暴力団の排除に関する条例の制定に向けた取り組みについて申し上げます。

来年の九州新幹線の全線開業、再来年の熊本市の政令指定都市への移行という重要な時期を控え、この時期に県民生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、暴力団と決別した熊本の実現を目指すことは、県民の安全確保にあわせ、将来に向けた観光立県熊本あるいは州都実現の礎となるものであると考えます。そういうことから、今後の熊本の拠点性の向上を図るための重要な課題として、本年度中の条例制定を目指して作業を進めているところでございます。

また、昨年2月定例会におきまして全国に先駆けて制定をいただきました県民を振り込め詐欺被害から守る条例によりまして、振り込め詐欺被害件数、被害額とも大幅に減少し、官民一体となった取り組みの成果が顕著にあらわれております。改めて御礼を申し上げ

げます。

それでは、警察関係の議案でございますが、今回提案しておりますのは、次の3点でございます。

第1号議案は、平成22年度熊本県一般会計補正予算についてですが、これは、緊急雇用創出基金を活用いたしまして、道路標識の緊急保守点検委託を実施する経費の増額補正をお願いするものでございます。

次に、報告第1号でございますけれども、平成21年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますけれども、これは、警察施設整備費、新熊本駅交番整備費及び交通安全施設等整備費について、警察費2億8,015万余の繰越明許費の報告をするものでございます。

最後の3点目でございますが、報告第13号でございますが、これは専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した、職員による6件の交通事故の和解及び損害賠償額の決定の報告に関するものでございます。

詳細につきましては、担当課長の方から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○緒方会計課長 それでは、予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の資料に基づいて御説明をいたします。

まず、第1ページをお願いいたします。

第1号議案平成22年度熊本県一般会計補正予算(第3号)の警察費についてでございます。

警察活動費で1億1,628万3,000円の増額をお願いしております。これは、平成23年春の九州新幹線全線開業を控えまして、観光客の来訪の際に必要な、安全で快適な交通安全施設の整備を図るため、緊急雇用による道路標識の保守点検業務委託を実施する経費でござ

います。

事業の内容であります。県下には約8万本の道路標識が設置されておりますが、設置後20年以上を経過した道路標識が約25%を占めており、老朽化が進んでいるのが現状でございます。このため、県下全域に設置された道路標識について、新規雇用者を2人1組で道路標識柱や標識板の腐食の有無、金具等の取り付け状況等を点検しまして、景観を損なう道路標識や自動車利用の観光客等に対し、標識の視認性、交通規制の内容を阻害している道路標識等を把握するとともに、これを今後の交通安全施設整備に反映させ、熊本県の観光アクセスに寄与しようとするものであります。

なお、本事業は緊急雇用創出基金を活用しまして、76人の新規雇用の機会を創出するものでございます。

以上のとおり、平成22年度6月補正の予算総額は1億1,628万3,000円となり、増額後の平成22年度警察費歳出予算総額は393億1,059万円となります。

次に、2ページをお願いいたします。

報告第1号平成21年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

まず、警察施設整備費、単独事業であります。交番1カ所、これは北署の武蔵楠交番、駐在所4カ所、これは玉名江田駐在所、大津署野々島駐在所、八代宮地駐在所、芦北署天月駐在所、それから職員宿舎1カ所、これは玉名署の野口宿舎の新設工事に要する経費として1億6,750万9,500円を繰り越しております。

次に、新熊本駅交番整備費で、設計委託及び地質調査委託に要する経費として、748万8,600円を繰り越しております。

最後に、交通安全施設整備費、単独事業であります。熊本駅周辺における景観整備工事、これは21年度当初予算であります。春

日池上線の工事のおくれから繰り越すものでございます。また、本年2月補正予算で措置していただきました信号機改良工事に要する経費として、1億516万500円を繰り越しており、警察費合計の翌年度繰越額は2億8,015万8,600円となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中野首席監察官 報告第13号議案の専決処分報告について、御説明いたします。警察資料3、4、5ページでございます。

本件は、職員による公用車の交通事故に係る損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関する物件交通事故6件であります。6件のうち3件は、警察官を第一当事者とする交通事故です。その3件の事故原因は、安全不確認によるもので、違反者車両の追跡中や後退時の安全確認不十分のため、他の車両に衝突したものです。

残余の3件について、相手方に事故原因があるものです。

なお、以上6件の交通事故については、いずれも対物賠償保険の補償範囲内の交通事故であるため、県からの新たな出費はありません。

県警では、公用車の交通事故を防止するため、各所属においては交通事故防止に対する指導の徹底、後退時の誘導の徹底など基本の実践、若手警察官を中心とした自動車教習所における運転実技訓練、再発防止に向けた事件事例に対するグループ検討などを実施しております。

また、公務におきましては、事件事例を掲載した文書の定期的発出、さらに事故当事者を招致した交通事故の原因・再発防止対策検討会の実施、運転免許センターにおける交通シミュレーターを使用した適正検査の実施、基本を再確認するための指導員の同乗指導、運転技能向上に向けた訓練の実施など、交通

事故の実態に応じた各種事故防止対策を講じております。

今後とも、職員の交通事故の絶無を図るため、さらなる指導、教養の徹底に努めていきますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上、報告いたします。

○守田憲史委員長 引き続き、教育委員会から説明をお願いします。

初めに、山本教育長。

○山本教育長 それでは、議案の説明に先立ちまして、一言御礼申し上げます。

委員各位におかれましては、去る5月11日から13日まで、北海道札幌高等養護学校及び札幌国際情報高等学校などにつきまして、御視察いただき大変ありがとうございました。特別支援学校高等部や複合的な教育を目指す高校などについてごらんいただいたわけでございます。本県におきましても視察先の取り組みを今後参考にさせていただいて施策を進めていきたいというふうに思っております。

次に、農業関係高校における口蹄疫の防疫態勢についてでございます。畜舎周辺での消毒や立ち入り規制に加えて、校内進入口及び生徒の昇降口等でも消毒徹底を図っているところでございます。今後も国、宮崎県等の動きを見ながら、速やかな対応に心がけ、農業関係高校からは口蹄疫を出さないという覚悟でしっかりと対応してまいりたいと思っております。

それでは、今議案に提案されております教育委員会関係の議案の概要について、御説明申し上げます。

まず、第1号議案平成22年度熊本県一般会計補正予算でございます。

1億3,400万円余の増額補正を、お願いいたしているところでございます。

主なものとしたしましては、県立特別支援

学校施設整備事業につきまして、熊本市及びその周辺の知的障害特別支援学校の児童生徒の急増による過密化の緩和及び地域で学ぶ場の確保を図るため、県立学校の余裕教室を改修し特別支援学校の高等部の分教室を整備するもので、具体的には熊本聾学校に熊本養護学校の分教室を、甲佐高校に松橋西養護学校の分教室を、芦北高校に芦北養護学校の分教室を、それぞれ平成23年4月に開設するための経費でございます。

確かな学力の育成に係る実践的調査研究事業につきましては、文部科学省の委託を受けて新学習指導要領の全面実施に向けて、新しい学習内容の実施に向けた教材開発や指導方法等について、各学校における取り組みをより一層支援し、本県における学力向上に資するための経費でございます。

永青文庫推進事業につきましては、平成23年春の新幹線全線開通に合わせて開催する永青文庫特別展覧会の充実に向けた人件費等の経費でございます。

また、人吉高校第一体育館改築工事及び先ほど御説明いたしました特別支援学校高等部の分教室整備に要する経費等につきましては、債務負担行為の設定をお願いしておるところでございます。

次に、補正専決処分でございます。第4号議案専決処分の報告及び承認についてでございます。これは、事業費確定見込みに伴いまして、国の経済対策交付金を最大限に活用するため、専決処分にて財源更正をしたものでございます。

次に、繰越計算書の報告でございます。報告第1号平成21年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを御説明します。

総額は、22億8,000万円余で、主な内容としては、県営体育施設整備事業、高等学校施設整備事業、高等学校耐震改修事業等となっております。年度内に整備をすることが困難

であったため、繰り越したものであります。

その他の議案といたしまして、条例議案として、第15号議案から第19号議案を提案申し上げます。

これらは、公立高等学校の授業料無償化及び国立・私立高等学校等における高等学校等就学支援金制度の導入に伴い、育英資金の貸与を受ける者が教育に係る経済的負担に応じ貸与金額を選択することができるようにするもの、平成23年4月に県立玉名高等学校への併設型中高一貫教育の導入に伴い、県立中学校の校名を追加するもの、熊本県立総合体育館の利用者の利便性の向上を図るため、使用料の区分等に関する規定を改正するもの等でございます。

最後に、第30号議案専決処分の報告及び承認についてでございますが、これは、第17号議案として提案いたしました県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例が制定されるまでの間、暫定的に平成22年度以降の授業料の徴収を猶予するため、専決処分にて条例改正をしたものでございます。

以上が、今議会に提案申し上げます議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松永教育政策課長 教育政策課でございます。説明資料の1ページをごらんください。

教育委員会の平成22年度6月補正予算案の総括的な説明を申し上げます。

補正を計上した事業は、高校教育課、義務教育課及び文化課に係る事業であり、補正額は合計1億3,492万3,000円の増額を願っております。

以後は、関係課から説明資料に基づいて御説明申し上げます。よろしく願います。

○瀬口高校教育課長 高校教育課でございます。資料の2ページをごらんください。

上段の教育指導費につきましては、32万7,000円の増額でございます。

右側の説明欄をごらんください。確かな学力育成に係る実践的調査研究事業は、文部科学省の委託を受けて行うもので、指定を受けた推進校におきまして、生徒たちに基礎的、基本的な知識及び技能を身につけさせるための指導方法の研究に要する経費でございます。

2段目の特別支援学校費につきましては、1億2,667万2,000円の増額でございます。これは県立学校の余裕教室を改修し、特別支援学校の高等部の分教室を整備することで、熊本市及びその周辺の知的障害特別支援学校の児童生徒の急増による過密化の緩和及び地域で学ぶ場の確保を図るものでございます。

熊本聾学校に熊本養護学校の分教室を、甲佐高校に松橋西養護学校の分教室を、芦北高校に芦北養護学校の分教室を整備し、平成23年4月開設を目指しております。

なお、整備に当たっては関係者に丁寧な説明を行うとともに、分教室と設置される学校の双方にとってよりよい教育環境となるよう努めてまいりたいと思っております。

財源につきましては、その他となっておりますが、これには熊本県地域活性化公共投資臨時基金を充てることとしております。

次に、資料4ページをごらんください。債務負担行為の設定について、御説明申し上げます。

資料にありますとおり、県立特別支援学校施設整備事業における特別支援学校の分教室整備事業が2カ年にわたると見込まれるため、今回、限度額の3億8,049万9,000円の設定をお願いするものでございます。

次に、資料の7ページをごらんください。繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明いたします。

まず、1段目の高等学校費の高等学校産業教育設備整備事業費につきましては、専門高校等に実習等で使用する溶接機や調理実習台等の設備を整備するものでございます。

3段目の特別支援学校費の特別支援学校教育設備整備事業費につきましては、特別支援学校に木工旋盤や電気ろくろなど、作業学習等で使用する設備を整備するものでございます。いずれも、平成21年度12月補正予算の緊急経済対策に係る事業でありまして、年度内の執行が困難であったために、それぞれ1億9,972万5,000円、4,032万2,280円を繰り越したものでございます。

2段目の高等学校費の併設型中高一貫教育施設整備事業費につきましては、太陽光発電システムの整備に係る742万375円を繰り越したものでございますが、既に竣工済みでございます。

続きまして、資料の11ページをごらんください。

議案第15号熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

まず、1の制定改廃の必要性でございますが、公立高等学校の授業料無償化により、育英資金の貸与を受ける者が、教育に係る経済的負担に応じ、貸与金額を選択することができるようにするために、関係規定を整備する必要があるものでございます。

次に、2の内容でございますが、資料の12ページの方で御説明申し上げます。

現在の貸与金額は、表の左の貸与を受ける者の区分ごとに定額となっておりますけれども、これを表の左の区分のうち授業料の無償化等の対象生徒が含まれます2段目の高校等に在学する者と、3段目の専門課程等に在学する者について、表の右側に上げる貸与金額に「以内」という文言を加えて、その範囲内とするように改めるものでございます。

なお、具体的な選択金額につきましては、

規則で定めたいと考えております。

また、条例の施行日は条例の公布の日からでございます。

続きまして、資料の15ページをごらんください。

議案第16号熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

まず、1の制定改廃の必要性でございますが、県立高等学校再編整備等基本計画の実施に伴い、関係規定を整備する必要があるためでございます。

次に、2の内容でございますが、熊本県立玉名高等学校に併設型の県立中学校が新設されることに伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

具体的な内容につきましては、資料の16ページで御説明申し上げます。

中ほどの四角で囲んだ表のところでございますが、県立中学校の名称が熊本県立玉名高等学校附属中学校、所在地が玉名市でございます。同条例の第2条の表に加えるものでございます。

また、条例の施行日は平成22年8月1日からでございます。

高校教育課の説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○谷口義務教育課長 義務教育課でございます。

まず、6月補正予算関係で資料の3ページをお願いいたします。

一般会計の教育指導費71万9,000円の増額をお願いしております。

資料右端の説明をごらんください。確かな学力の育成に係る実践的調査研究事業は、文部科学省の委託を受けて新学習指導要領の全面実施に向け、推進地区及び推進校を指定し、新しい学習内容についての教材開発や指導方法等について実践的研究を行い、その成



果を県内に普及することによって、本県における学力向上に資するための経費でございます。

続きまして、専決処分についての御報告でございます。資料の6ページ上段をお願いいたします。

くまもと子ども英語ふれあい事業における地域活性化・経済危機対策臨時交付金の振りかえによる財源更正でございます。

義務教育課分については、以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○柳田学校人事課長 学校人事課でございます。資料の17ページをお願いします。

議案第17号県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

1の制定改廃の必要性ですが、公立高等学校の授業料は徴収しないとする、いわゆる無償化法が平成22年4月1日から施行されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。

2の内容についてですが、まず(1)題名を熊本県高等学校の授業料等に関する条例に改めることとしております。これは以前、県立大学の授業料についても本条例で規定してございましたために、県立学校という名称を用いておりましたが、県立大学は平成18年から公立大学法人に移行してございまして、現在では高等学校の授業料等のみが規定されている状況になっております。今回の改正に合わせて、条例の名称も変更することとしたものでございます。

(2)についてですけれども、県立高等学校の生徒につきましては、授業料を徴収しないということにしております。ただし、そこに記載しておりますように、アとイにつきましては授業料を徴収するという規定を加えることとしております。

まず、アにつきましては、高等学校専攻科につきましても法律で明確に対象から除外するというふうになっておりますので、徴収することといたしております。本県では球磨工業高校に伝統建築に関する専攻科が設置されてございまして、これが対象となります。

また、イにつきましては、法律の中にただし書き等がありまして、それと全く同様の規定を設けるものとしたところでございます。現時点では、特別な事由があると知事が認める生徒、つまり授業料を徴収する生徒につきまして、具体的に想定はしておりませんが、だれが見ても明らかに徴収すべきだというような極端な事例が出てきた場合に、この規定で個別に対応したいというふうに考えております。基本的には、授業料は徴収しないよう現時点では取り扱うこととしております。その他、条例中の文言の整理をあわせて行うこととしております。

施行日は、(5)にありますように公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用することとしております。

なお、(4)のところは附則第3項を削除することとしておりますが、これは関連がありますので27ページをお願いします。

議案第30号専決処分の報告及び承認についてでございます。この専決処分は、ただいま御説明いたしました議案第17号の条例を制定するまでの間、暫定的に平成22年度以降の授業料について徴収を猶予することとしたものでございます。この内容が、条例附則第3項でございまして、今回あわせてこの部分を削除することとしております。

続きまして、戻りまして21ページをお願いします。

議案第18号でございます。熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

1の制定改廃の必要性ですが、平成22年度

における子ども手当の支給に関する法律の施行に伴いまして、市町村立学校の教職員いわゆる県費負担教職員に係る子ども手当の受給資格及び額の認定に関する事務について、今までの児童手当と同様に市町村が処理することとするために制定するものでございます。

2の内容についてですが、(1)としまして、市町村が処理する事務として県費負担教職員に係る子ども手当の認定に関する事務を加えることとしております。

資料には記載しておりませんが、各市町村とは事前に協議を行っておりまして、すべての市町村から同意を得ております。

施行は、(2)にありますように、公布の日から施行することとしております。

以上が、今議会に提案しております議案の概要でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○小野社会教育課長 社会教育課でございます。資料の7ページ下段をお願いいたします。

繰越明許費でございますが、青少年教育施設整備事業費は、県立青少年教育施設4施設のうち天草青年の家及び菊池少年自然の家の耐震診断を実施するための委託経費でございます。

本事業は、平成21年度2月補正予算における緊急経済対策に係る事業であり、昨年度内の事業の執行が困難であったため、事業費918万円全額を繰り越したものでございます。

以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

○小田文化課長 文化課でございます。資料の3ページ下段をお願いいたします。

720万5,000円の増額補正をお願いしております。永青文庫推進事業においては、古文書に関する調査研究を行っておりますが、平成23年春の新幹線全線開通に合わせて開催予定

の永青文庫特別展に、現在調査中の絵図や指図等の古文書を展示することとなり、当初予定されていなかった新たな専門分野の研究スタッフが必要となったことによる人件費、また平成21年度の調査成果に係る冊子、細川家文書中世編の印刷製本費等でございます。

なお、これらの財源は永青文庫常設展示振興基金からの繰入金によるものでございます。

続きまして、専決処分についての報告を行いたいと思います。資料は6ページ下段でございます。

鞠智城安全対策緊急整備事業及び永青文庫推進事業につきまして、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の振りかえによる財源更正でございます。

事業費の確定に伴い、国の経済対策交付金を最大限活用するため、専決処分にて財源更正を行ったものでございます。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。資料は8ページ上段でございます。

鞠智城跡整備事業につきましては、城内の園路整備、広場整備等において、工事用作業道路として予定しておりました山鹿市の市道ののり肩が、昨年6月の集中豪雨で崩落し、その復旧に不測の期間を要したため、また、鞠智城跡安全対策緊急整備事業につきましては、昨年6月補正による当初の計画に加え、11月補正において工事対象エリアを拡充したことにより、のり面の一体的な工事を行うため、それぞれ平成22年度に繰り越したものでございます。

文化課分については、以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。本課の議案について、御説明いたします。資料の8ページ下段をごらんください。

繰越計算書の報告についてでございます。

これは国の緊急経済対策実施に伴う6月補正予算により、新たに藤崎台県営野球場のスコアボード改修工事を行うこととなり、また、県立総合体育館等の県立体育施設においても、経済危機対策により2月補正予算で工事等が追加されたため、21年度の事業費の一部3億6,456万2,604円を繰り越したものでございます。

藤崎台県営野球場のスコアボードについては、既存の建物を利用した特殊な工事であるため設計委託に不測の期間を要したためであり、また、2月補正の緊急経済対策に係る事業については、年度内の執行が困難であったため繰り越したものでございます。

続きまして、資料の23ページをごらんください。

議案第19号熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の条例改正は、利用者の利便性の向上を図るため、使用料の区分等に関する規定を改正するものでございます。

内容としましては、まず、(1)大体育室及び中体育室の使用料に関する規定から、これまで体操競技の利用実績がないことから、その区分を削除することとしております。

次に(2)ですが、小体育室の使用料については、利用者から空手等への利用の要望があることから、24ページ上段の表のとおり、その他の区分を新たに加え、10分の1の面積から利用できるように改正することとしております。

また(3)ですが、24ページ中段の表のとおり、大体育室、中体育室及び室内温水プールの専用使用料の規定について、同じく利用者からの要望があることから、1時間単位に改正することとしております。

料金の設定に当たりましては、現在の専用使用料の料金表から1時間当たりの使用料金を計算して算出しております。

なお、この条例は平成22年7月1日から施

行することとしております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○後藤施設課長 施設課でございます。資料は4ページでございます。

債務負担行為の設定について、御説明申し上げます。人吉高校第一体育館改築事業につきましては、来年度予定しておりました工事を一体的に実施するため、平成22年度から23年度の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次の熊本聾学校職業訓練棟耐震改修事業につきましては、高校教育課の特別支援分教室設置工事にあわせまして、一体的に耐震工事を行うため債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、9ページの一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告申し上げます。

高等学校費、特別支援学校費でございますが、平成21年度6月補正の緊急経済対策に係る事業等につきまして、年度内の執行が困難であったため、一番下の段合計で15億3,724万8,261円を繰り越したものでございます。

以上でございます。

○守田憲史委員長 以上で、執行部の説明が終了しましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

まずは、警察本部に対しての質疑はありませんか。

○早田順一委員 本部長の最初の説明の中に、暴力団の排除に関する条例の制定に向けた取り組みを今から行っていくということのお話がありましたけれども、今テレビを見ていますと、相撲協会とかああいうところで非常に暴力団との関係が取りざたされております。この条例の制定に当たって、一番の効果というか、条例に当たってどういった面で県

民に対して暴力団との関係といますか、そういう排除というか、とにかく効果ですね、一番の効果というのは何でしょうか。

○吉田刑事部長 刑事部でございます。今の御質問の条例の関係につきましては、今まだ取り組み中でございます。中身の部分についてはまだ詳しく御報告できる段階ではございませんけれども、先ほど本部長からもありましたように、いろいろ熊本県の実情、政令指定都市の部分もございまして、観光立県熊本を目指すということ。そしてまたいろいろな、熊本県だけでなくして、今先生が御指摘のそういう暴力団が介在した部分等がたくさんございます。福岡県では北九州の工藤会との関係で非常に大きな暴力団の排除は社会問題となっておりますので、こういう部分で、まず熊本県から暴力団を排除あるいは壊滅するためには、どうしても警察対暴力団という構図だけではなくして、県民の皆さんと一体となって暴力団を排除していく、これが一番必要だろうということ。そこで、一番の目的というのはやはり県民の皆さん方に暴力団の排除の必要性というのをまず知ってもらい、そういう意味からまずいろいろな形での県とかあるいは県民の皆様様の責務とか、そういうことも規定をしようということで今取り組んでおります。基本的には暴力団を弱体化して壊滅していく、これが究極の目的でございます。

そういう中で一応、熊本県なりの条例ということで、申しわけございませんけれども、具体的な中身についてはもうしばらくしてから御報告させていただきたいと思っております。

○早田順一委員 昔は暴力団というと、見た目、うわあ、この人は怖か人ねということですがすぐわかりよかったですけれども、最近は企業やくざというんですかね、何かそういう方々もいらっしゃるようで、知らぬ間に県

民がいつの間にか暴力団と関係していたとか、そういうケースもあり得ると思いますので、しっかり条例の取り組みには力を注いでください。

○吉村生活安全部長 今、早田委員の御質問の関連でございますが、9月定例会に上程予定の熊本県迷惑行為等防止条例の一部改正、この中におきましても現行の11条の中に、タクシーの客待ち妨害行為等の禁止、これは縄張り料みたいなものですね、この禁止規定はあるわけですが、これをさらに、暴力団対策の効果を高めるために、タクシーの客待ちのための公安委員会指定の駐車禁止規制除外区間以外の場所にも広げて、代行であるとかほかの行為に関しても、そういった縄張り料等の要求行為の禁止等を盛り込むような形で、先ほど刑事部長の方から答弁しました内容等と一体となって、対策が進められるように検討しているところでございます。

○平野みどり委員 今のお話の中で、経済的な根を断つということが暴力団を弱体化させるということの大きな柱になると思うんですけども、私たちが素人で想像できるのは振り込め詐欺とか、詐欺の部類とか、あと薬物ですよね。これは教育委員会の方とも連携をやっていかないといけない部分だろうと思うんですが、路上での警察を中心としたいろいろな取り組み、それは教育関係の方々と連携という意味では、どんな取り組みがこれまでされてきたのか。それと、今後の条例に向けて、学校関係との連携でどういう部分を考えておられるのかについてお聞かせください。

○吉村生活安全部長 学校との関係におきましては、学校等警察連絡協議会という組織がございまして、非常に密接に連携をとっているところでございます。

薬物に限らず、少年非行でありますとかそういった関連の犯罪、非行、そういったものにつきましては、その個々の内容について協議検討、対策等を検討させていただいておる。

それから、先ほど来の暴力団対策かれこれというのは、繁華街の浄化活動にもつながるものでございますが、こういった取り組みに当たりまして、学校等の少年のたまり場対策とか、そういった点もありますので、少年指導員、補導員それから学校、教育委員会、こういったところと官民一体となって取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○平野みどり委員 取り締まるという視点で今度、条例で効果を出していくということについて、期待しております。

と同時に、取り締まるだけでなく、人とのつながりが希薄であるというような中で、きちんと仲間と連携ができるとか、いい大人たちとのつながりができるという意味で、空き店舗もいっぱいありますので、そういったいい意味でのたまり場じゃないですけども、そういう部分も考えていくといいのかなというふうに思います。

若者サポートという意味で、玉名とか八代でも、空き店舗や街の中の施設を使って取り組んでいるということですので、ぜひそういったところが熊本市内でもどんどんできてくるといいのかなというふうに思います。

とにかく、夏に向けて他県から家出をしたり、本県からもそうでしょうけれども、子供たちがこういった一見わからない、暴力団だけれども一般人を装った人たちにスカウト行為等で被害に遭って、本当に薬物漬けになって泥沼にはまっていくようなことだけは少しでもなくなっていくように、条例ができるまでの取り組みを、この夏どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○吉長参事官 ただいま先生の御質問の中に、学校教育の中で等の御質問がございましたが、既に施行されております福岡県の暴力団排除条例におきましては、少年に対する教育等の措置ということで、中学校、高等学校等に対しまして、その生徒が暴力団に加入せず、あるいは暴力団の犯罪を受けないための教育について必要な措置を講ずるものとする、あるいは少年の育成に携わる者は、同様に少年に対し指導、助言等必要な措置に努めるものとするという規定を置いております。

既に薬物については、薬物乱用防止教室等で必要な教育が行われているところでございますが、本県防犯条例におきましても、このような規定について参考にしつつ立法化してまいりたいというふうに考えております。

○吉村生活安全部長 平野先生御指摘の非行少年等の立ち直りの問題、規範意識の問題、こういった問題も、いかに将来に向けた治安維持ということの根底のある規範意識をどう育てていくかというようなことで、例えば非行少年の補導時に確実に学校それから家庭に連絡をとるとか、それから実は6月19日にも実施する予定なんですけど、非行少年が少年ボランティアの方と一緒に芋堀り体験、これは孤立化した子供たちを孤立させないようにということで、サツマイモを植えつける作業をやる予定です。そういったさまざまな企画を織りまぜながら取り組んでいるところでございます。

○倉重剛委員 先ほど御説明がございました熊本県の迷惑防止条例につきましては、原案を実は先般御説明いただきました。請願者、さらに私は紹介議員という立場でございますので、熊本の中央繁栄会等々も早速、昨日協議をしまして大変喜んでおります。現時点でもいろんな犯罪が行われていますし、非常に

迷惑的な行為も行われているわけですね。したがって、この内容によれば9月の定例会にパブリックコメントを終わって提出されるということでございますけれども、できるだけ内容を関係者でよく吟味していただきまして、よりよいものをつくっていただきますようお願いいたします。なぜかといいますと、やっぱり現場の商店街の人たち、それから繁栄会の人たちは、それでもっていろんな迷惑をこうむっておるわけですね。したがって、新幹線が来る来年度の状況の中で、いい仕事ができるような環境をつくっていただくということで非常に感謝しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。これは、お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○吉村生活安全部長 今、倉重委員の御指摘の件につきましては、主に対象となる地域は熊本北署管内でございますので、熊本北警察署と私どもの部門で緊密な連絡をとりながら、地元の方々の細かい問題点等を吸い上げて、それに即した内容、つまり11月の請願の内容にプラスアルファで充実した内容になるべく、今関係部局と最後の詰めをしておりますので、最終的にその手続が終わりましたら、パブリックコメントをかけさらに県民の声を聞いた上で、9月議会に提案したいと考えております。

○竹口博己委員 今のに関連しまして、迷惑防止条例を9月にというお話ですが、そうなりますと最短距離で施行は何月からになりますか。

○吉村生活安全部長 罰則規定がございますので、やはり9月議会で御承認いただいた後、施行までの間、関係の団体へそういった周知期間というものも十分必要かなということで、通常考えますと年明けの2月ぐらいにな

るのかなということも想定されますが、やはり冬休みの対策等もありますし、そういったことを考えて、できるだけ効率的な周知徹底を図って、施行を早くできないかということで努めてまいりたいと考えております。

○竹口博己委員 せっかくですから、教育委員会さんにも、何か聞いた方がいいんでしょう。いいんですか、こっちへ移っていいんですか。警察からですか。

○守田憲史委員長 はい、関連でしたらどうぞ。

○竹口博己委員 いや、関連ではない。全く違う。

○守田憲史委員長 では、後でお願いします。

警察本部に対しての質問は、ございませんか。

○山本秀久委員 高齢者の免許の問題に対して、いろいろ検討していただいておりますけれども、高齢者だけではなくて若いドライバーのマナーが大変悪いんですよ。特に若い女性が。これはなぜかという、タバコを飲みながらとか携帯を持って電話しているのが、我々がすれ違うとほとんど若い女性ですよ。マナーを守ってないから、右折するにしても左折するにしても、左に寄ったり右に寄ったり、ぴしゃっととまってない。まん中にとまっていてね、そういう危険がある。そして、強引にぼっと入ってくる。そういう経験がたくさんあるんですよ。だから高齢者だけの問題ではなくて、高齢者は割りかし順応性もあるけれども、年とってくるとそういうぼけもあるかもしれませんけれども、そうじゃなくて、かえって高齢者の方が慎重を期しておるような面もあります。

ただ、若い女性のドライバーというのを大変多く見受けますので、そういう点をよく指導された方がいいような感じが、私たちはするんですよ。

○倉重剛委員 関連で。先ほどの本部長の御説明で、65歳以上の高齢者が占める割合が6割を超える高い状況にあるという状況ですよ。この原因は、想像はできますよ、例えば運動能力が低下するとか注意力が低下するとか。

しかし、今の山本委員の意見があるように、女性ドライバーも非常にマナーが悪いとか、こういう状況の中で、6割も占める高齢者の一番の問題点は何なんでしょね。私も当事者として、よく聞いておかないといかぬと思う。

○富永交通部長 今出ました女性の関係等につきまして、2点に分けてお話をさせていただきます。

一応そういう意味合いがございまして、シートベルトの着用の関係それから携帯電話ということで、その取り締まりも今それぞれ各署で頑張っておりますし、運転免許センターの更新時には、そういう取り締まりの実態を含めて、要望も含めた形で安全講習をやらせていただいているというのが現状でございます。

それと高齢者の関係でございますけれども、昨年から認知症、70歳以上の高齢者運転につきましては高齢者講習、それから75歳を超えられた方は簡易検査ということで、運転行動の自覚をしていただく。昔、華麗なる運転ができたけれども、やはり反応時間等がお年を召されると少し長くなるということで、それを認識していただくような講習を高齢者講習ということでやらせていただいております。高齢者の方でございますと、やはりそういう運転行動のおくれというものが、事

故に遭われるというか、最近ですと高齢者というのは被害者という立場、以前はそういうお話をさせていただいておりましたけれども、最近でございますと第一当事者、高齢者がそういう主原因となった方の割合が、やはり熊本県も高齢化率が高くなりまして25%でありますけれども、それに合わせて上がってきておるといようなことでございます。先ほど言われたように高齢者について、やはりいろんな行為をするまでの時間が今までよりもかかっているんだということを認識していただくということで、講習等の場合、努力をさせていただいている。裏返して言いますと、そういうことの認識が少しできなかった方が、やはり運転をされて事故を起こされるというふうな状況ではなからうかと思いません。

当然、歩行者の場合も、今まで渡るのに10秒かかっておったのが、やはり12秒、13秒となってきますと、右から来る車あるいは左から来る車との間隔の関係、距離感です、距離感と時間の関係が少しずつ認識がずれてきた場合に、以前だと渡れたのに少し足りなくて事故に遭われるというふうなことが、やはり高齢者が被害に遭われる事故、あるいは高齢者が事故を起こされるということにつながっているんじゃないかなというふうに考えております。

○倉重剛委員 今の御説明はよくわかりますけれども、逆に加害者の率が、被害を与える方ですね、これが6割を超えるという状況というふうに解釈したんですけれども、実に残念なことだと思ふんですね。

今お話の中に、高齢者講習だとか極めて懇切丁寧な講習は、もうこれ以上やらぬでいいんだという、私なんか若いつもりですから、これはかなり格差があるんです。しかし、それを見ていると、いろんな格差がありますけれども、受ける方も一生懸命やっているし、

また教える方も本当に懇切丁寧にやっていたと、ただくということです。しかし、こうやってデータが出てくると、非常に残念さを感じるんですね。

したがって、ぜひ重点的な施策を講じていただいて、できれば1年後にはこの6割程度が低くなりますように御努力をいただきたいし、また高齢者もそういう自覚をしなければいかぬと私は思いますね。

それから被害に遭う方も、やっぱり注意力が足りないとか、それから自分が極めてわがまま勝手な形でやるからそういう結果が出てくるんだと思うんですけれども、そういう啓発的な運動もぜひ重点的にお願いしておきたいというふうに思います。

格差がありますから、高齢者はかわいそうですよ。私なんか「冗談じゃないよ」と言いたいんですけれどもね。よろしく願います。

○竹口博己委員 今、倉重先生等の質疑を聞いていて、整理する意味で、私が理解する意味でお尋ねですが、このおっしゃった65歳以上の高齢者の占める割合が6割を超えるというのは、死亡者の6割を超えるということでしょう、つまり被害者。そうでしょう。加害者じゃないね。高齢者のドライバーが起こした事故が6割を超える、そういうことなの。

○富永交通部長 今6割を超えると申しますのは、交通事故に遭われた、あるいは交通事故を主として起こされた方、両方なんです。亡くなられた方のうち、6割を超える方が65歳以上だったということで、76歳の方が二輪を運転していて、自分で衝突されて亡くなられた場合も含んでおりますので、両方でございます。

○竹口博己委員 この表現は、フレーズが一言足りない。どう見ても、死者数の6割は65

歳以上の人たちで占められているという解釈にとれますね。いずれにしても——そうなんですか。

○富永交通部長 高齢者が自分で起こされて自分で、単独事故で亡くなられたという場合と、それから高齢者が横断中に、ほかの方にはねられて亡くなられたという、その亡くなられた方が65歳、死者の……

○竹口博己委員 その死者の中には、加害者も被害者も入っている……。

○富永交通部長 両方入っておるということです。

○竹口博己委員 入っておるんですか。加害者と被害者は、どっちが多いんですか。

○富永交通部長 当然、被害者の方が割合は高くなります。

○竹口博己委員 ということは、被害者に高齢者が多いということ……。高齢者が歩いていて、若いのにやられたとか、そっちの率が高いということですね。ドライバーに多いということですね。

○富永交通部長 いえ、第一当事者と、主に事故を起こされた方で亡くなられた方がおりますけれども、その被害者で亡くなられた方の総数の中で、65歳以上の高齢者が6割を超えるということですが、それをまた分けると、被害に遭われて亡くなられた高齢者の方が割合が多うございます。

○倉重剛委員 そうすると、私の質問がちょっとおかしくなるんですね。僕は、事故を起こした側という形で考えたんですね。そうじゃないんですね。



○富永交通部長 そういう形で、含めた形で、事故を起こす可能性が高い方、あるいは被害に遭われる可能性の高い方の高齢者を一応ことしやっていますのは、キャッチアップ作戦というのをやっております。そういう方を個別に発見して、個別に訪問をして安全指導をしようというのを現在交通の方が進めておりますので、そういうことを申し上げておきます。

○竹口博己委員 済みません、私の首から上に問題があるんでしょうけれども、ちょっとわかったようなわからないような……。

つまり、問題は交通事故抑止対策に力を入れていきたいということでしょう。ということは、お年寄りの方が歩いて渡るときは注意しろよといって、若いドライバーに指導するのか、あるいは年をとった方は大丈夫かなという、みずからハンドルを持つ高齢者を厳しくチェックしていくのかという、その運動論の対策をとる力点というのが知りたいわけです。若いドライバーにも無謀なのがたくさんいるという御質問がさっきからあったが、確かにそうなんです。特に若い女性の傾向として、私がいつもどきとするのは、狭い道路で左折するとき手前で右に膨らむんですよ。この習性は男と女でどこが違うのかなと思うが決まって……。だから、左のウインカーがついているとき、右側を走っているときは右側の車が注意せんといかぬという、運転している人はよくわかる。女性の習性で、怖いなというのを若い人は感じる。そういうのを、要らぬことですけれども、高齢者対策というのは若者にも力点を置かないといかぬ場合もあるということをお理解いただきたいという要望です。

○山本秀久委員 さっきの続きですが、一応その高齢者対策というのは、よくわかりま

す。わかるけれども、高齢者が事故を起こすというのは高齢者だけの問題ではないわけなんです。そういう若者のスピード感とか、そういうふうにしてやること。だから注意力が足りないとかの若者が多いわけだ。そういう点の関連を考えながら、高齢者だけの問題で提起する問題じゃないんだなという感覚を持ってもらいたいというわけだ。ただ高齢者対象だけで物事を進めるんじゃなくて、高齢者の場合はそういう問題が起きる価値観もあるものだから、さっき言ったように若者のドライバーの道徳心がちょっと足りない、正直言って今の若い者はマナーが足りないんですよ。注意しても、何が悪いんですかというような感覚、注意されても、何を起こしているのかが意味がさっぱりわかってない。そういうドライバーが多いということ、まず指摘をしておきたいということが私の言っていることなんです。だから、高齢者の運転がすべて悪いんじゃなくて、今、倉重委員が言ったように、あの人は75歳を過ぎているものだから、対象にならない人と、適切な人と、年をとっていないけれども適切でない人もおるわけですよ。そういうところを、やっぱり認識して物事は対処してください。そういうことを要望しておきたい。

○富永交通部長 今、山本先生から言われたとおり、従前、若い方対策、いろんな対策を今まで全面的に強力でやってきました。ただ、熊本県が高齢化していくという問題もありますので、そして、昨年が死者88名の中で、58%が高齢者が亡くなっておられるということで、今後やはり死者を減らしていく上では一番大きいところをやはり減らさないといけないということで、あえて高齢者対策を今頑張っていますということで申し上げたわけでございます。若者とかそういうルールを無視する方をないがしろにして、抑えてということはありませんで、若者あるいはそ

ういうルールを無視する者についても、強力に現在取り締まりあるいは指導を行っております。今、先生が言われたことを肝に銘じて、今後とも同じようにやらせていただくということで、頑張りたいと思います。

○山本秀久委員 今おっしゃったように、その6割を超える問題が今提起されましたけれども、そこにどっちの比率が大切なのかということをよく吟味されておかぬと、高齢者が悪かった面と、それと若い者の状態で起こしたとか、そういうことの比率もよく解釈し、分析されておかぬと、高齢者だけの対策といったって、これは問題は解決しないんじゃないかと思っておりますので、そういう点を指摘しておきたいと思っております。

以上です。

○富永交通部長 先生の指摘を受けまして、ちゃんとそこを踏まえて、今後、取り締まりあるいは指導をやらせていただきます。

○平野みどり委員 関連ですけれども、ちょっと3点。

1点目は、私も去年末に後ろからちょっと当たられて、外見上はわからなかったんですけども、保険屋さんと呼ばずに、傷ないですよと言ってしまふ若者との遭遇があったものですから、どういうふうな免許更新なり、免許取得のときの講習があっているのかなど。きちんと保険屋さんを呼んで対応しなさいとか、警察をまず呼んで、事故に関して検証してもらうというようなことがきちと頭に入っていない人たちも結構いるんだなということで、びっくりしたんですね。警察を呼ぶと言ったら、「ええっ」とか言われてですね。そういった部分も、特に若者とか女性とかいう話もありましたけれども、やはり常識がない人たちがその中にたくさんいるなとい

うことを実感したので、そこら辺は今後の指導をよろしくお願いします。

それと、よく高齢の方々の事故で、アクセルとブレーキの踏み間違いというのを聞きますよね。ちなみに、私の車は押してブレーキ、引いてアクセルなので、これは間違いようがないんですけども、2つ並んでいると、やっぱり末梢の感覚が衰えてきた方たちには、踏み間違いというのがあるのかなと思うんですが、そういった車の改造等が今後されていくようなことが、その自動車業界も含めてですけれども、あるのか、そこら辺の情報がいただきたいという点。

それともう一つ、先ほど高齢者は歩行がゆっくりなので、横断歩道をなかなか渡り切れない部分というのがありますが、私の近所でも、高齢者はやはり横断歩道と横断歩道の間が長いので、途中を渡られるようなことがあって本当にひやっとすることがあるんですが、信号機の設置の間隔、あるいは信号機で青信号の長さ、こういった部分は地域、地域でどういった方々が住んでいらっしゃるかによって見直していく必要があると思うんですが、そういうのは定期的にやっていったりされているのか、その点をお願いします。

○高野交通規制課長 信号機の設置の関係でございますけれども、これにつきましては今、平野先生がおっしゃったとおり、それぞれ状況が変わってまいります。その状況に合わせた信号機の見直しは、当然ながらやっております。ただ、これにつきましても、信号機を設置すればことが済むというようなことではなくて、LEDの問題、また高齢者優先の付加装置をつけました横断信号機の設置等、地域の実情に合った形で交通安全施設の整備は進めております。そういった御要望があれば、もちろん十分に反映させていきたいと思っておりますけれども、限られた財政事情の中で進めておりますので、よろしくお願

と思います。

○富永交通部長 先ほどのアクセルとブレーキの踏み間違い、調べておりますとそういう状況がときどき出てまいります。現在のアクセル、ブレーキでありますけれども、記憶にはちょっとあるんですけれども、改造という形でそういう部品が発明といいますか改良されたというのをテレビ等で拝見したことはございますけれども、ワンペダルでそのブレーキとかできるということですか……

○田上参事官 ワンペダルの件につきましては、何年か前で詳しい資料は手元がありませんけれども、玉名の業者が、いわゆる踏み間違いの事故が多いということで、それを改良した車を試作した、そういう件は聞いております。

ちなみに、昨年1年間でブレーキとアクセルの踏み間違いの交通事故、これはけががあった事故ですけれども、これは県下で124件発生しております。それは前年に比べましてプラス5件、うち高齢者による発生件数というのは124件のうち45件発生しております。これは、前年に比べてプラス8件という割合でございます。

年齢別には、一番多いのは65歳以上の高齢者が36.3%を占めているんですが、一方でそれに次いで多いのが20代の若い人ですね。これが24件ということで、これが19.4%。ですから、一つは運動能力とか、そういったびっくりしたときの対応の話もありますでしょうけれども、まだ運転経験が浅い人たちがこういった事故を起こしているということもうかがえると思います。

以上でございます。

○平野みどり委員 わかりました。そういったデータを踏まえて、自動車業界も警察と連携しながら何らかの対応を今後してもらいた

いなと、要望として伝えます。

それと信号機に関してですけれども、信号機を設置するのは予算が要ることですが、信号機の青の長さ、そこら辺はお金は余りかからないことだと思うので、ぜひそういった部分に関しても速やかに対応してください。よろしく申し上げます。

○田上参事官 今の関連ですけれども、信号機も年々いろいろ機能がアップしております、県下にあります信号機の中には、例えば歩行者がいるというのを感知して、これは62カ所あるんですけれども、歩行者の横断秒数をその人数とかに合わせて自動的に延長するとか、あるいは高齢者に対して、県下に288カ所ありますけれども、押しボタンを押しますと、これは普通の信号でなくて白い押しボタンなんです、要求した場合には、これは高齢者が渡るんだなということで、もともと設定してあるのよりも長い青の時間を設定するような信号機もできております。

以上、参考まででございます。

○守田憲史委員長 それでは、警察本部に対しての御質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 次に、教育委員会に対しての質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○平野みどり委員 今回、補正予算ということで重立った部分でいろいろな要望とか御不安とかをいただいているのが、養護学校の分教室の設置です。

まず、甲佐高校と芦北高校に関しては、これは現場の方にも行かせていただきましたし、地域の実情や、養護学校の方にもお話を聞く中、設置に向けて準備が大変だという部分はありはするものの、新たな知的障害の方たちの学ぶ場ということで、これは時代に即

しているというふうに私自身も思っていますし、皆さんも大方そういう御意見でした。

特に芦北高校に関しては、モデル事業で文部科学省で既にやっていますのでスムーズにいくと思います。甲佐高校に関しても双方の学校関係者がきちんと意思疎通をする中で、それぞれの予算がかかってくるわけですが、しゃくし定規にこれはこちらのもの、これはあちらのものというような形にならないように——予算をとるためにそれは必要な部分、今の段階ではそうかもしれませぬけれども、分教室とはいいながらも同じコミュニティー、空間ですから、本校の生徒とできるだけ融合がしていけるような取り組みをぜひお願いしたいというふうに思います。

問題は聾学校なわけですが、昨年、整備協で議論がされていました。今回一般質問の方で大西県議も力を入れて質問をさせていただいておりますけれども、やはり聾学校の特殊性といいますか、これまで東町の盲学校、聾学校は生徒数が激減してきていて、聾学校に関しては当初400人規模だったのが今70人規模ということで、かなり生徒数が減ってきているので、そのままあそこの敷地を未来永劫同じように使うということが、県民の税金を使うという意味で妥当かどうかということに関しては、もちろん議論もありますし、今後、未来を見据えながら改編していかないといけない部分だろうと、私自身も思います。

しかしながら今回、聾学校という特殊性があるにもかかわらず、補正予算の6月でというのは何としても今の段階でもやっぱり納得がいかないですね。教育委員会の方では、さまざま説明をしてきたというふうにおっしゃいますが、その説明の仕方も聾の方たちということを十分に踏まえて、手話通訳の手配、あるいは手話通訳の方たちの仕事の仕方、準備ですね。また、新たな情報もありますので、私たちも手話通訳をお願いするときに

は、事前に資料を渡していただいているというようなこともありますし、20分置きに交代していただくような形で、手話通訳は複数名配置してやっていただくというようなことで準備をしていくべきです。しかしながら、やはり学校の事情等もあるので、そういった部分が十分でないまま、説明という形で学校の中にどんどん入っていきながら取り組んでこられたということで、かなりハレーションが大きくて、私どもの方にも毎日のように、いろんな方たちから不安の声をいただいているところです。

まずは、一般質問でもありましたけれども、なぜこの6月定例県議会の補正予算、基金があるとはいいいながらも、今まで聾学校はある意味特殊なので、手を入れるのに慎重になってきた聾協の方、在学生の方、保護者の方、そして学校の先生方も、そういった認識でおられる中で、無謀にといいますか唐突に拙速に分教室をいきなりつくるんだというような形になったことについて、もう一度ここで、どういった御認識なのか、それと今回のやり方についてどうだったのかということについて、御答弁をいただきたいというふうに思います。

○瀬口高校教育課長 まず、1点目につきましてでございますけれども、整備報告書のとおり、今年度の熊本市の特別支援学級の生徒の在籍数等を数値から申しますと、21年度と22年度を比べますと、30人の増加があります。そのうちの72%程度が、これまでの現状、高等部の方に進学するというふうに見込んでおりました、それと合わせまして熊本市周辺の地域も含めると、さらに、その数は多くなる予定でございます。

あと、その後も中学校1年生、中学校2年生と推移を見ても、それぞれ増加の傾向が、学年の進行とともに熊本市周辺、在籍数が増してくるというふうな見込みでござい

まして、この状況を今の熊本市及び熊本市周辺の特別支援学校が抱えるその教室数、それも完全に今限界に達しております、その増加分を受け入れる受皿としての容量が現在いっぱいいっぱいでございます。その入学を希望する子供たちの状況を、今の段階で準備しておかなければ、来年の入学に間に合わないということがございまして、現時点でこの予算を要望している状況でございます。

それでもう一つの2点目につきましては、やり方、説明の仕方等につきましては、いろいろ御指摘のところもございすけれども、昨年度の整備協議会の中に、障害者団体の方々も委員として参加してもらっております。その協議をいただいた中で、ことし1月には聾学校の保護者の方々にも集まっていたかまして、報告書が出される前の段階で、いろいろ御不安な点とかいうようなところがありましたので、説明に伺いまして質疑応答しまして、その異なる障害者同士と一緒にその場所で学習するという御不安があったみたいなので、それはそういったことではないのだということ丁寧に御説明申し上げました。

それとあと、来年の開設に向けて進めていくものでございますので、この段階で、予算の提案する前の段階で何回も御説明をしているところです。

ちょっと御説明の状況を説明しますと、PTAの代表の方、同窓会の代表の方、それからPTAの方々等にもまた集まっていたかまして、数回御説明に伺いまして、御不安等を取り除くようなことを今まで取り組んでまいっております。

そのほかのいろいろな関係の方々につきましても、いろいろ御指摘がありましたような御不安が解消できるように、教育委員会としても出向きまして説明に行っているところでございます。

一応、保護者会の方も何回も集まっていたかましましたけれども、会長さん、副会長さん

あたりとの話の中でも、保護者会としては今回の取り組みにつきましては、一応協力するような形で伺っておりますので、今後もまた、その中のごく一部になると思いますが、その不安を抱かれていますの方々もおられますけれども、その方々につきましては、今後も丁寧な御説明しながら理解を深めていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○平野みどり委員 繰り返しになりますけれども、国連障害者の権利条約の中でも教育についてのところで、盲・聾啞者に関してのコミュニケーション、これは日本語の言語とは違うということで、特段丁寧に対応しなければいけないし、ある一定の空間とか仲間集団の中で教育を受ける権利があるというふうになっています。そういう意味で、情報がない中いきなり分教室がくるということで、その空間なり教育を受けられる条件が著しく脅かされるという危機感を持っておられるんですよ。それが教育委員会はそうではない、そういうことではないというふうにおっしゃるのかもしれませんが、そこが伝わらないのがやはり、こうやって私たちが日本語で話しているのと違う聾啞の方だということを改めてやっぱり認識していく必要があると思うんですよ。その中で、ある意味時代に合うような形の聾学校の未来志向のいろんな、ある意味学科をつくったりとか改編等は当然あるだろうと思います。そういったビジョンが十分描かれないまま、いろんな人たちが入ってきて自分たちの空間が脅かされるというふうな危機感を持たれるのは当然なわけで、やっぱり今後、聾教育について改めて認識をしっかりとし直していただく必要があると思うんですけども、その点はいかでしょうか。

○瀬口高校教育課長 分教室というのは結

局、聾学校の中の一部の特別棟の部分を改修しまして、そこに知的障害の子供たちの教室をつくるということでございますので、一緒に生活をするという場面は余りございません。活動エリアとか動線とかいうものは全く別なことを考えておりますので、聾文化といえますか、そういうものが脅かされるということは、私どもとしては非常に、そういったことがないようにはしないとイケないと思っておりますが、接触しながら衝突しながらとかいうようなことは、ほとんどないと思っております。

あと、私たちの説明がなかなか届かないというところも、私たちが行って説明をする中で、やっぱり情報が正確に伝わるといようなことを今後は私たち心がけながら取り組んでいきたいと思っております。何回か行きましたけれども、私たちが手話ができないものですから口頭で説明し、プロジェクターで説明しと、いろいろ工夫をこらして皆さんに理解をしてもらうように努力はしているんですけども、今の御指摘もございましたので、今後さらにもう少し工夫しながら、情報がきちんと伝わるようなことを心がけてまいりたいというふうに思います。

○平野みどり委員 そもそもなんですけれども、知的障害を持つ生徒たちが激増してきた、ふえてきたというふうなおっしゃり方、事実その高等部を志願する生徒たちがふえてきて、その行き場をどうするかということで今回も動いておられるわけですけども、そもそもそういった事態になっている原因というか要因ということで考えられる点は、どういふことがあるんでしょうか。

○瀬口高校教育課長 これは全国的な傾向で、熊本県だけではなくて、保護者の方々が今の特別支援教育に対する御理解が非常に深まったというふうなことが言えるかと思っております。

それとまた、特別支援学級というのが小中学校にございますが、その特別支援学級の生徒数も年々増加しております。その特別支援学級の子供たちが当然、高等部に進学を希望するということになりますので、そういうことで増加していくということになります。

○平野みどり委員 いろんな方たちから聞く私の認識の中で、特別支援学級を小学校、中学校でたくさんつくってきた。熊本県はそういう方法をとって地域の中でということですが、現実問題うまくその親学級やほかのクラスの子供たちともに育ちあっている現状がどこの学校にもあるかというところとそうじゃなくて、早い段階から養護学校の方がいいというふうに思ってしまうざるを得ないような特別支援学級や、その先生方への十分な指導が行き渡っていない。そんな現状があるのではないかな。

それと発達障害ですよ。知的な障害はなくて、行動障害等があったりするアスペルガーとかそういった子供たち、進学校にも入っていますけれども、知的な障害があったりしてボーダーだったりする。その子供たちは本来養護学校ではなくて、IQレベルでは養護学校ではないけれども養護学校に入ってしまったって、本来、高等学校の方で手当てしなければならない、受け入れなければならない子供が現実、養護学校を受けているという現状があるというふうに聞くんですけども、そういった部分でも、これまでの県の対応が市町村の義務教育の現場との連携の中で十分、この子は本当は養護学校だ、この子は少し大変だけれども、一般の高校の中で支援を得ながら学んでいけるというような判別が、判別というか指導が、義務教育の高校受験の段階で十分できてないんじゃないかな。それで養護学校高等部を志望する人たちが激増してしまっている現状があるのではないかな。

それと、子供のころから早い段階で、昔とは違って障害の認知が進んで、必要な支援が欲しいという親御さんたちがふえてきている、それが顕在化してきているという点もあると思うんですけれども、これまでの県教委の取り組みについて、養護学校とその義務制の学校、どういうふうにお考えなのかということをお聞かせください。

○瀬口高校教育課長 特別支援学級か普通学級か、または特別支援学校か普通の小中学校かというようなところの指導につきましては、学校教育法の施行令22条の3というところに基づいて入学をしてきているものと見ておりますけれども、特に傾向として、今委員がおっしゃられたようなところにつきましては、私どもも余り理解をるところまではいっておりません。

○平野みどり委員 熊本市も養護学校高等部を持っていない、政令市ではほとんど養護学校があるんですけれども、政令市じゃない福岡の大牟田とか久留米にも養護学校があるということで、熊本市に1校もなかったという部分も要因にもなっている。これから、そこら辺は熊本市教育委員会も対応されると思うんですけれども。と同時に、やはりできるだけ養護学校に本来行くべき人たちがあぶれているような状況があつては絶対だめなので、養護学校がいいなという思う方たちが行けるように、やっぱり養護学校の中に入っている生徒たちも、できるだけやっぱり一般の学校、定数割れをしている高校を含めて、今回、芦北と甲佐で取り組みが進められますけれども、こういう部分を熊本市周辺の高校とか熊本市の高校の中に、分教室という形になるとは思いますが、それを進めていかないと、施設をどんどんつくって、養護学校をつくっていくという形では対応できないと思うんですけれども、聾学校に関してはあれ

だけ広大な敷地だから分教室として使おうというような考えではおられると思いますけれども、どんどん学校をつくるという形じゃなくて、既存の学校の中で対応していくという部分をどんどんふやしていくという方向が重要だと思うんですけれども、その点についていかがでしょうか。

○瀬口高校教育課長 今の点につきましては、やっぱり整備協議会の報告書のとおり、やっぱり既存の施設の空き教室、余裕教室等を使って整備を進めるということに基づいて、今進めているところでございます。

あとまた、今のは緊急整備でございますので、本格整備等につきましては、全体の構想を見ながら計画を今から立てていくところでございます。

○早田順一委員 先ほどからの聾学校に分教室をとすることに戻りますけれども、先ほども話がありましたけれども今回の一般質問で大西県議の方から質問がありまして、教育長の答弁では、関係団体や同窓会の役員に対しても繰り返し説明を行ってきたところでありまして、それで、これこれの説明で理解は深まったと考えていますという御答弁でございました。今、瀬口課長の方からも、そういうお話があったと思います。

その中で、一部不安を持っておられる方がいらっしゃるということで、ただ、この一部という方が、今回多分委員会の皆さん方に反対表明文というのがそれぞれ送られてきていると思います。私もそれを見させていただきました。その書かれている方が、例えば熊本市の聾啞者の福祉協会の会長さんとか、それとか聾学校のPTAの副会長さん、これは2人いらっしゃいますけれども、ほかにもまだいらっしゃいますが、これまで1月ぐらしからしっかりとその説明をしてきたというお話でございましたけれども、ずっといろいろな

話を聞いておって、お互いの認識の違いというか、何なんだろうかなとずうっと考えているんですよね。教育委員会としては、しっかりと説明をした、それと聾学校のそういった一部の方と言われますけれども、そういう役職の方々がこうやってわざわざ文書を出してこられるということは、そこにどういう認識の違いがあるのかというのが、非常に不思議でたまらないんですが、その点はとりあえず、ちょっとどうお考えですか。

○瀬口高校教育課長 私どもは、説明は十分に行ったということではございません。今説明を行っているところでございますが、これからも十分になるように心がけてまいりたいと思います。

ただ、役員さん方に説明をするんですが、役員さん方が全員集まった状態での説明会というところまではいっておりません。集まっていたくようにお願いしましたら、会長さんは来られますが副会長さんが御欠席とかというふうなところで、何しろ全員100%までというところまでは至っておりませんので、中にはやっぱり説明を聞かれてない方々が、まだ御不満を持っておられる、こういうような方もおられると思います。ですから、これからその方々についても、個別にでも伺って丁寧に説明をしてまいりたいというふうに思っております。

○早田順一委員 ということは、現時点では、教育長の答弁がありましたけれども、理解は深まったと考えてないという話でよろしいんですかね。

○山本教育長 今、課長がずっと答えておりましたけれども、議会答弁をしたのは私でございますので、ちょっと補足いたしますけれども、私は議会の答弁の時点でも、100人が100人全部が理解したというふうに言ったつも

りは毛頭ございません。先ほど言いましたように、これは丁寧にやらなくてはいけないというのがありましたものですから、課長が言いましたように整備協の報告書が出る前、まだ具体的にこうしましょうという前から、整備協の方でこんな協議がなされて、こんなふう——もう1月でしたから、ほぼ後の方に近かったんですけども、こういうふうになりつつありますということで、まずは、整備協の段階でも関係者に説明しておいてくださいということで、聾学校の方に説明しました。

そして、報告書をいただいて、とにかくできるところから早くやってくださいと。先ほど言いましたように、もういっぱいいっぱいだという状況、過密状態にあるということはおわかっておりまして、とにかく整備協の中でも明確に皆さんが認識されておりましたものですから。しかし、今の県の財政状況を考えると、新たな学校ではなかなか難しいでしょうから、空き教室かあるいは廃校になる学校とか、そういったところをうまく県の現有資産を活用しながら、とにかく急いでやってくださいということでございましたものでしたから、できるだけ早くやれないかなと思って、予算をまず出す前に、ちょっと聾学校の関係者、それから芦北、甲佐を含めてちょっと何人かの関係者に、それもただ普通の保護者ということでなくて、それなりの人にちゃんとお話をしたところ、不安と同時に、特に聾学校につきましては、自分たちも聾学校自体はこのままでいいのかという問題意識もあらわれて、今後の聾学校についてもぜひこれを契機に考えたいということで、少なくとも前の方に進み出そうという、そういう熱意を非常に感じましたものですから、ああ、これだったら整備協のときの関係者の発言の変容、それから事前に話した人たちのあれを見て、ああ、これならいけるなと思って、では急ごう、そしてそこに財政的にも財源のめどもそ



こであったものですから、よし、それならもうとにかく来年度のことを考えれば今急ごうということでやって、そして関係者にその間ずっと説明したけれども、100%の説明はもちろんできておりません。しかし、そういう大方のところでは私たちはできると思ったものですから、ではとにかく、時間はないけれども時間がない中で目いっぱい関係者の理解を得ようということで動き出しました。そして新聞に、予算がこういうふうになったということが出ました。だから、その時点ではまだ終わっておりません。したがって、予算がオープンになった時点で、さあ、さらにまたやりましょうということで、この前予算がオープンになった時点と、議会の答弁までの間に時間があり、その間もやっております。したがって、その間の中において私は、大分理解は深まってまいりましたというふうな答弁をいたしまして、まだそれでも、私は一部と思っていますけれども、一部御不安を持って理解されていない方がいらっしゃるの事実でございます。したがって、そういうふうないろんなことをするとき、そういう方がいらっしゃるの私は当然だと思っておりますので、それにつきましては引き続き私たちは丁寧に説明をしてまいりますという話をしているわけでございます。以上でございます。

○早田順一委員 私も、100人中100人が賛成をされるとは思っておりません。その養護学校の高等部の喫緊の課題というの、十分わかかってはおるつもりではございます。

また、一部という表現をされましたけれども、やっぱりPTAの副会長あたりが2名も、こうやって反対をされているということは、そういう役員さん方がされているということ、果たして一部と言っているのかなというのが、私の思いでございます。全体として、そのPTAの中の話し合いというのが恐

らくきちんとされていないだろうというふうに思いますけれども、皆さん方が「おおむね」とか「一部」とかそういう言葉を使われるから、それに対してこれだけの反対が出ている部分に対して、理解はそこまで深まっていないだろうなという思いとか数というのか、私が思うには、そうやって認識をされていない方が大分いらっしゃるんじゃないかなという思いでございます。だから、その辺の教育委員会との考えは何かちょっと違うものですから、その一部というのが本当に一部なのか、この方たちを一部と言うのか、その辺はどうなんですか。

○山本教育長 全体が反対しているとは言われませんが、一部だと言っているんですけれども、具体的には私の方にもきちんと来ております。保護者会としてはおおむね賛成しておりますという話も、私の方に来ております。もちろん今の皆さんたちの関心は、これからの豊学校は今まではいけない、どうしたらいいんだろうかと、そちらの方に関心が移っている。だから、今いる生徒や保護者は基本的には反対はしていないんだという意見も、私の方には来ております。

したがって、早田委員におかれましては、副会長さん2人が反対だとしたのは間違いないと、そこに何か来ているようですから、だから、その副会長さんがPTAとして反対しているんだとおっしゃっているのか、副会長さんが自分は反対だとおっしゃっているのか、私はそこは正直言って判断がなかなか難しいと思いますけれども、少なくとも私たちとしては、それでも反対者がおられるならば、我々は一人一人でも個別にでも当たって御理解をいただくように努力しますと言っているわけですから、少なくとも組織としては私は、おおむね理解はいただいている。しかし、組織の中にも反対者は当然いらっしゃると思いますよ。したがって、そうい

う意見が来たことをもって、ではそれが全部、全部というか、今度は逆にほとんどが反対しているんだという話は、そこは私はしっかり認識していかないといけないけれども、反対者がいらっしゃるということだけは紛れもない事実でございます。その人たちにつきましては、私はしっかりと今後も説明を続けていきたい、そして理解が得られるようにしていきたいと。今私が言えるのは、それだけでございます。

○倉重剛委員 実は、ことしの1月か2月だったと思うんですけども、私は単独で熊本養護学校の視察をいたしました。学校長は不在だったんだけど、教頭さんとか先生方と色々な話をさせていただいた。その中で一番の緊急問題は、前から私の方もいろいろお願いをしておった高等部の拡大の問題については、当時は正直言って聾学校という対象はなかったんです。しかし、非常に強い熱望があるんですよ。子供たちを見るときに、まさに満杯状態。委員長に僕はぜひ提案しておきますけれども、この問題は結果的に障害者対障害者の確執になってはいかぬと思いますね。したがって、ぜひ現場の視察をしていただきたいと思います。正直言って、養護学校には委員会の視察が随分入っておりません。たしか私が過去に1回かな。そこで強い要望が、教育に対する自分たちの思い、言うなら権利をぜひ執行していただきたいという切々たる願いがあったわけですよ。私も、それはどうすればいいかということで、教育委員会ともお話をしましたけれども、結果的には整備協の結論を待ちたいということで、その結果こうなったと思うんですね。だから評価するとするならば、極めて緊急避難的な形で、今度の聾学校に対する措置をされたと思います。背景的にはそれは皆さんわかっているけれども、財政的に非常に厳しいわけですから、今さら新しくいろんな陳情が来ても、

どこかにこういうことをつくれとか、今の状況で学校1つつくることは、これはもう大変な財政負担ですからでき得ないということで、当然、公共施設を拡大するということは、もっともだという感じが私はいたしますね。

したがって、そういう意味から言うと、高等部に所属する皆さん方の思いというのは、十分この委員会の委員の人たちはやっぱり知りながら、その立場に立って発言をしなければいかぬと私は思うんですね。だから逆に言えば、聾学校の人の立場に立ってないじゃないかとおっしゃるけれども、実は不平不満の陳情がいろいろたくさん来ております。恐らく同じものだと思いますけれども、これを吟味してみますと、言葉は悪いんですけども、非常に一方的な不平不満なんですね。理解しようという方も何人かいらっしゃるみたいだけれども、そこら辺の確執が非常にあるんじゃないかなという気がしてしょうがない。

そこで質問の対象ですけれども、この文面を見る中に、部分的に、学校の極めて見識を持った人の意見が書いてある場合があるんですね。学校長とは、課長はどういう話をされましたか。なぜかという、学校長は最高責任者でしょう。学校長とのコミュニケーションをとったのかどうか、了解をとったのか。それから学校長が、逆に言えばPTAだとかそれから同窓会だとか、そういう方々と本当はコミュニケーションをとるのが当然だと私は思うんですね。それで、いきなり、予算措置は当然の話だから、議会にこういう形で来るのは私はおかしいんじゃないかという気もするんだけど、それを含めてひとつ答弁していただきたい。

○瀬口高校教育課長 学校長とは常々、教育委員会としましても情報交換をしておりました、この取り組みの方向性については十分理

解をさせていただいて、受け入れ態勢を整えるという方向で今進んでおります。

学校長の方からも、PTA会長、同窓会長の方にも話をさせていただいておりますけれども、その中で、当初はいろいろ御不安等がありまして、なかなかすぐに御理解いただくことはできなかったけれども、徐々にその理解は深まってきています。先ほどの言葉ではございませんが、校長の弁からも、ほとんどの方々から、今は理解を得ている状況であるというふうに報告を受けております。

○倉重剛委員 結構、そこら辺が本当にそうかなという疑問がわくんです。なぜかという、文書の中には専門的な用語が入っているんですね。恐らく学校関係者と協議をされて、こういう反対陳情をされたかなという節が考えられるので、主体は学校ですから、しかもこれは何とんでも県立ですから、県立高校という枠内のそういう形の中でのコミュニケーションをとってもらいたいと、強く感じました。

それから、この内容を拝見すると、いろいろな内容があるのでちょっと理解できないところもあるんですけども、冒頭に私は申し上げたけれども、障害者を受け入れるという気持ちで障害者の中にあるのかなという気がするんですが、そこら辺はどうでしょうかね。生徒同士の気持ちですね。

○瀬口高校教育課長 生徒たちの方へも、私たちの方からも説明に参りました。やっぱりいろんな質問がございまして、知らないことがたくさんあるものですから、その知らないことへの不安がたくさん出てまいりました。それは1つずつ丁寧に説明をしてきましたけれども、その子供たちの不安の様子もだんだんと薄らいできまして、表情も少し和らいでまいりました。最初は、本当に心配しておりますという表情も、私たちが説明をするに

たがいまして、安心しましたというような表情を見せてくれる子供さんたちもございました。

○倉重剛委員 逆にお聞きしたいんですけども、ちょっと不勉強で申しわけないんですけども、聾学校に迎え入れるということで、どういう弊害が出てきますか。というのは、私は説明を聞いた中で、全く違うエリアを独立させるというお話ですね。でも、それを聞いて非常に安心したんですけども、どういう障害が考えられるの。これは反対される方がおっしゃる理由の中にも、障害というか支障があるんですかね。

○瀬口高校教育課長 御心配されている点は結局、言葉が出ないものですから、聾啞者は手話でないと意思表示ができないということです。例えば、走ってきてぶつかるときに、後ろから来ているときとかいろいろ場面を想定されて、ぶつかったりするようなことが非常に不安だというようなことを、子供たちが言うわけです。

○倉重剛委員 そのことだけでちょっと質問するけれども、しかし、エリアは完全に隔離するわけでしょう。そうすると、そういうことはないじゃないですか。

○瀬口高校教育課長 ですから、そういうことを私たちは説明を今しながら、子供たちは知らないものですから、一緒に学習するものと思っていて、いろんな不安を抱いたりするものから、接触するときにはコミュニケーションをどうとればいいのかとかいう不安があるんです。ですから、そういった接する時間がほとんどないんだよ、分けて今計画を立てていますから、別の学校なんだよということを今説明しながら、理解を深めています。

○倉重剛委員 だとするならば、私は今度のことは極めて適切な措置だと思います。しかも緊急的におやりになっていただいて、正直言って、緊急避難的な措置ですよ。将来的には、それは財政が豊かになれば、とっくに障害者の皆さん方の環境を充実するわけだから、どんどん積極的にやるべきだと思いますよ。しかし、現況においては、それはでき得ないという状況で、正直言って知的障害者の諸団体それから養護学校も含めてだと思えますけれども、もろ手を挙げて拍手を送っていると思えますよ。そういう声援もあるということは、ぜひお忘れなく、これはもう情報として伝えたいと思います。

以上です。

○平野みどり委員 今、倉重委員のおっしゃったことは、共感するところがたくさんあります。障害者同士の対立にはしてはいけないと思うし、養護学校が過密なことは、私は個人的にも何度も行っていますので、よくわかります。

それで、その整備協の中で、あの熊本養護学校をどうにかするという中で、一番可及的速やかにやらなければいけないのは、重度心身障害者の子供の安全の確保だったはずですよ。それが予算的に、規模がかなりかかるからということと、あと江津湖療育園の方が現実的になかなか難しくなったので、分校の設置が難しい現状に今あるわけですが、そのことにまず手をつけるはずではなかったのかなという声をいただいているんですよ。動く知的な子供たちの分教室もそうだけれども、私たちの重度心身障害者の子供の居場所の確保は一日も早くやってもらいたいのにどうなっているのと。その子供たちが熊本養護学校から出るという形になると、また熊本養護学校のスペースがあいて、知的障害の子供たちを受け入れる環境が若干出てくると

というようなこともある。あるいは熊本市の養護学校が——まあ高等養護学校ができるかどうか、いろんな複合的な要素がここ数年の中で出てくるわけですよ。だから、聾学校に緊急避難的に分教室を設置するということだったら、聾学校の皆さんも、もういろんなきちんとした条件とかを整備しながら、心配がないようにしながら、受け入れても仕方ないかなという部分にはなるかもしれないけれども、聾学校が今後どうなるのかというその先が見えない。そして長嶺の情報センターと福祉的な機関と学校の今後の連携などができるのか、そういった総合的な情報保障の教育を県がどう考えているのかわからないというところが、やはり不安の1つだろうと思うんですよ。

それともう1点、高校整備協では丁寧な議論が重ねられて、何年もかけて、そして各地でいろんな説明会等もありました。ところが、障害児学校の再編がこんなに簡単に、それも補正予算かいというような声を聞くんですよ。何で私たちのこういった問題に関して、もう少し丁寧にやっていただけなかったのかという声をいただいています。それについては、いかがでしょうか。緊急とはいえ、余りにも軽重の差があるんじゃないか。

○瀬口高校教育課長 今、平野委員のおっしゃるとおりだと思います。重度の重複障害、安心、安全の確保ということにつきましては、最優先課題だと私たちもとらえております。

ただ、整備計画の中でそこは策定していくこととなりますけれども、それなりの設備等を考えますと、早急に取りかかるところの段階まで至っておりません。例えば、病院に近いところでないといけないという、非常に制限がございます。そういったところも考えますと、少し時間を要するものでございまして、今回の分教室よりも本当は先にやりたい

んですけども、そういったところで少し検討する時間が必要であるということで、現在は分教室の方に取り組んでおるところでございます。

もう一つの御意見の方は整備協の話でございますが、高校の整備計画とこの計画との差でございますが、結局やっぱり緊急性というもの第一にきたわけでございます、その対応は、スピード感をもって対応するというのを優先に考えているところでございます。

○山本教育長 今のに、ちょっと補足いたします。

私も、重複障害者のことは最優先するというのは、ずっと思っております。しかしながら、本当に重複障害の人たちが、ああ、今のところから移ってよかったなというところを、これはお金もかかりますから、本当に移ってよかったなというところには、場所からいろんな施設等から含めて、やっぱりしっかり検討しなければいかぬものですから、それを、では幾ら急ぐからといって、あそこがあいておるからあそこをお願いしますという話には、少なくともならない。したがって、今この緊急整備の分教室でもこれだけの意見が出ておるわけですから、重複障害の人たちをまた移すということにつきましては、またいろんな意見もあろうかと思っておりますので、そこはやっぱり丁寧にしなくちゃいけない。では、今回は丁寧にしなかったのかというと、先ほど高校整備の話が出ましたけれども、高校整備に何であれだけの時間をかけたかというのは、やっぱり高校がなくなるんですね。では、今回は聾学校もなくなすとやっているわけではないし、私はむしろ議会で、現時点では学校名も変えませんが聾学校もなくなせんとやっている。そういう中で緊急的に非常に一方において過密で困っている人がいらっしゃるから、その分教室をあいてい

るところにちょっとつくらせてくださいという話を私はしているわけです。あるいは聾学校と一緒にして聾学校はなくなりますかという、そんな話を少なくとも右から左へさっさとするつもりは毛頭ございませんし、ただ私たちは、これについても急ぐとおっしゃるけれども、整備協を含めて議論は1年かけてずうっとやってきて、そしてその整備協の方向についても途中で、1月と申し上げましたけれども、聾学校の保護者にも説明してきています。そして、あと分教室の整備については一切聾学校はいじるわけではなくて、聾学校のあいているところの別棟、だからちゃんと動線も引いて安全、安心を確保した上で別棟のところを使いたいと思いますという話をしているわけですから、まずは、高校整備協との話とは基本的に違ふだろうというふうに私は思っております。以上でございます。

○平野みどり委員 今後の情報保障系の盲学校、聾学校、学校施設とそういった福祉関係の施設ですね、今、長嶺と東町に分かれていますけれども、そういった部分の一体的な拠点がやはり必要だろう、これはもう教育サイドだけではなくて福祉サイドとかいろんなところと連携しながら今後考えていかないといけないんですが、今後、整備計画を立てるときは教育委員会だけではないということをしかり認識していただきながら、できるだけやっぱり特別支援学校の拠点みたいなセンター的な役割を、せっかく東町のあの大きな敷地の中に、今後整備していくとするなら、その部分も含めて必要であるという声がたくさん出ているということをしかりと認識していただきたいというふうに思います。

○早田順一委員 私も先ほどから話をしておりますけれども、実際、私も熊本聾学校それから熊本養護学校を見させていただきました。非常に喫緊の課題であって、このことに

については私も推進するべきだと、急ぐべきだというふうには思っております。

ただ、先ほどからも申しましたように、せめてやっぱり役員の人たちだけでもしっかり納得をしていただかないと、熊本養護学校の生徒の保護者の方からも、そんな反対をされてまでも分教室に行きたくないという声も来ているわけですね。だから、こういった反対署名が来ていますけれども、こういった役員の方たちだけでもしっかり説得をしていただいて、もうお互いが不幸にならないような、そういう環境づくりをぜひつくっていただきたいために私は申し上げているつもりでございますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

○瀬口高校教育課長 今、早田委員がおっしゃいました内容等につきましては、十分に検討して対応していきたいと思っております。

○山本秀久委員 今の説明を聞いて十分にわかったんだから、県立の問題だからその説明で通せばいいんだよ。もう、ぐずぐず言っている場合じゃないんだよ。それ、通せよ。

○平野みどり委員 十分今議論していただきましたが、やはり丁寧に今後も取り組んでいくという意味での、この委員会としての附帯決議を出すべきだろうというふうには私は思って、準備をしております。これについて、皆さんと協議させていただきたいんですが。

○守田憲史委員長 それでは12時ですので、暫時休憩したいと思います。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 休憩です。15分休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後0時15分開議

○守田憲史委員長 再開いたします。

これで、質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第4号、第15号から第19号まで及び第30号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり。採決してください」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 何号議案ですか。

○平野みどり委員 1号議案です。

○守田憲史委員長 それでは、一括採決に反対の表明がありました議案第1号について、挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○守田憲史委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案4号外6件について、一括して採決いたします。

原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号外6件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

議案第1号に対し、平野委員から附帯決議（案）が提出されましたので、事務局から案を配付させます。

（附帯決議（案）配付）

○守田憲史委員長 平野委員から、その趣旨説明をお願いします。

○平野みどり委員 先ほどから審議をしているところですが、私としては聾学校の

分教室設置に関して十分な納得がいない状態なので、ほかの分教室等の予算に関しては採択をしたいのですが、この部分がありますために今回、賛成の挙手ができませんでした。

その上でなんですが、この予算、ほかの委員の皆さんたちで通していただいたということになりましたら、ぜひともこの附帯決議に関して御確認をいただきたいという思いで出させていただいております。

内容を読み上げます。

熊本養護学校の分教室設置については、県立熊本聾学校関係者の十分な理解が得られていないことから、県立熊本聾学校での教育環境の保障に配慮するとともに、関係者の不安を解消し、十分な理解を得られるよう今後も関係者間で協議しながら、丁寧に進めること。

この1文をぜひ決議していただきたいというふうに思います。

○守田憲史委員長 附帯決議(案)について、質疑はありませんか。

○竹口博己委員 これは、執行部に聞いていいですか、それとも提案者に……。

○守田憲史委員長 提案者をお願いします。

○竹口博己委員 私は今の文言について、ぜひ教育委員会の見解をお尋ねして、これを判断したいんです。それは教育長に聞いてよろしいですか。

○守田憲史委員長 はい。

○竹口博己委員 今この附帯決議を私は初めて目にして、委員会としての附帯決議となりますと軽々に扱うわけにはいかないし、この中に「県立熊本聾学校関係者の十分な理解が

得られていない」という文言がありますが、教育長、学校関係者の十分な理解が得られていないという見解ですか。この学校関係者というのをどう定義するか、非常に難しいところでもあります。十分な理解を得られているとされているから踏み込んでいっておられるというふうに理解しておるんですが、ここには「十分な理解が得られていない」というふうに明言されています。これに対する見解をお願いします。

○山本教育長 「十分な」という意味がなかなか難しいところでございますけれども、せっかく私が質疑の中でも答弁させていただいたのは、一部にこれに納得というか了解といいますか、不安を持って、まだ理解を得てない関係者がいらっしゃるの事実でございます。しかし、私は、大方においては理解はいただいていると思います。したがって、関係者の十分な理解が得られていないというか、十分な理解が得られていない関係者がいらっしゃるの事実だと思います。

なかなか、このところの表現は難しいですけれども、しかし、私たちは少なくともいろんな保護者会とか例えば同窓会とか、そういったことを含めたときの少なくとも組織としては、組織として絶対これは反対、今の段階では理解していないというふうなことは聞いておりません。むしろ保護者会あたりからは、もう我々はある程度了解しているんだからという話はもちろん私は聞いておりますし、こういったことからいたしますと、一部了解していられない人がおられるのは事実ですから、その方のために今後とも丁寧な理解をいただくように説明していくということについては、私たちはそれは当然のことだと思っておりますから、そのことに関しては全く、そういうふうにおっしゃるのであれば、その点については、私は全くそのとおりで思っております。

○竹口博己委員 提案された平野先生にお尋ねします。

ここに表現されている「学校関係者」というのは、どこまで広げて表現されようとしているのか、お尋ねします。

○平野みどり委員 お答えします。

一つ一つ、例えば「聾学校の生徒」、「同窓会」、「保護者」、「教職員」というような形で書けばもっとわかりやすかったのかもしれませんが、それを包括した形で「関係者」というふうに書かせていただいております。

○守田憲史委員長 よろしいですか。はい。  
ほかに質疑はありませんか。

○倉重剛委員 教育行政を進めていく一つの中心的な存在は、教育委員会ですね。その長に、教育長がおるわけですよ。それが議会で大西君の質問に答えたということで、それは極めて重きのある発言だったというふうに私は理解をいたします。

私たちとしては、これはやっぱり事態が事態なので、正直言って一般的な問題と違って、やっぱり弱い環境にいらっしゃる方々の、言うなれば、さっきも発言したんですけども、それが一つの騒動という形になって争いになってはいけないと、私は強く感じます。

したがって、教育長は強いリーダーシップを発揮すべきだし、当然、自信を持って提案されたんだと思うし、努力はすることは必要であると思うんですね。

したがって、附帯決議という形での、文書化することに対して私は反対ですよ。これは、そういう意見があったというコンセンサスだけでいいんじゃないかなというふうに思います。

なぜかという、はっきり申し上げるけれども、利益誘導型という、議員がそういう形で見られてはいけないと私は思うんですね。

だから、そういうことで、ちゃんとした姿勢で受けとめていただきたいと思います。

以上です。

○早田順一委員 私は賛成の立場なんですけど、やっぱり議員としても、もちろん教育委員会側としても、やっぱりきちんと同じ内容を共有するという意味でも、やっぱりこの附帯決議をつけて、我々議員としてもしっかりこの聾学校、養護学校の問題を考えているんだというのを言うべきだというふうに私は思っております。

先ほど倉重先生からもおっしゃいました、これ以上波紋を広げないためにも私はつけた方がいいんじゃないかというふうに思っております。

○守田憲史委員長 ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○守田憲史委員長 なければ、これで質疑を終了します。

それでは、附帯決議(案)について採決したいと思います。

附帯決議(案)を、本委員会提出議案として、委員長名をもって議長あて提出することについて、挙手により採決いたします。

本提案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○守田憲史委員長 挙手少数と認めます。したがって、本提案は否決されました。

次に、閉会中の継続審査事件について、お諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○守田憲史委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

その他で、何かありませんか。

○平野みどり委員 学校現場での先生から生徒へのセクシャルハラスメント、あるいは管理職から先生たち、あるいは先生たち間でのパワーハラスメント等、そのハラスメントに関して、私のところにもいろいろ聞こえてきています。個別には教育委員会の方で対応していただいて、改善が見込まれている部分も確認しております。

ただ、このスクールセクシャルハラスメントのガイドラインとかパワーハラスメントに関して、これはガイドラインはあったんですかね。とにかくガイドラインというのがあるにもかかわらず、学校現場でそれがしっかりと運用されていない、あるいは、そのハラスメントの相談員という方たちが機能できないような管理職の理解のなさとかいうようなことがあるというふうに聞いております。けれども、改めてこういった取り組み、本当に最近、先生からの子供への性的な虐待がありましたですね、こういったことが二度とあってはいけないのですが、先生方というのはどうしても指導的立場で、子供は弱い立場ですね。指導が逸脱していく、その間というのは本当にグレーでわかりにくい部分も確かにあるとは思いますが、改めて、こういったハラスメントがない学校現場にしていくために、現状とそれから今後の取り組みについての御覚悟等をお聞かせください。

○柳田学校人事課長 ハラスメントの問題は非常に重要な案件だと、私どもも認識しております。

私は、この4月から学校人事課長を拝命しておりますが、校長会ですとか教頭会、事務

長会、会議のたびにこのハラスメントの問題は十分認識してくれということでも申し上げておりますし、学校現場での今の研修の状況ですとか、そういうものの報告も求めていますし、常々、校内での先生方の、先生方同士の会話、あるいは生徒に対する会話に対して十分注意を払うようにということで、指導を徹底しているところでございます。

○平野みどり委員 言いにくいかもしれませんが、知事部局からこられた柳田課長、教育現場の感覚と一般の感覚、知事部局でもいいですが、そこ辺の違いというか、そこら辺を感じておられるんだったら率直に言っていただきたいんですけども。

○柳田学校人事課長 非常に言いにくい部分もございしますが、一つ感じておりますのは、学校現場はやはり非常に閉鎖的なところがあって、私どもは、知事部局だと非常に組織的な広がりがありますので、その辺の違いが少しあるのではないかというふうなことも感じております。そういうことも含めて、知事部局から来ておりますので、校長の会議とかでは率直にそのような意見を申し述べております。

○平野みどり委員 取り組みをよろしく願います。

それと、ここでは先ほど養護学校の話が出てきましたが、障害のある子供たちが事故や病気で復学して学校に来るというパターンがいっぱいあります。その際に、きちんとした対応をとるようにお願いいたします。これはさせない、あれは参加させないというようなことがないように、学校長会等でもきちんと取り組みを確認してやっていただきますことを願います。

以上です。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会します。

午後0時30分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

文教治安常任委員会委員長